関東信越税理士会
熊谷支部２月例会次第

日時　令和８年２月６日(金)
午前１１時００分～
場所 キングアンバサダーホテル熊谷

１．会務報告

（１） １月１４日(水)	関係機関との協議会・例会	於　熊谷市立文化会館
（２） １月１４日(水)	研修会	於　熊谷市立文化会館
（３） １月１４日(水)	令和７年度第２回理事会	於　熊谷市立文化会館
（４） １月２２日(木)	第１回「県連麻雀同好会」支部対抗戦	於　大宮駅周辺の雀荘
（５） １月２６日(月)	熊谷青色申告会 新春懇談会	於　大島屋 熊谷駅北口店
（６） １月３０日(木)	三者協議会	於　熊谷税務署
（７） ２月　２日(月)	正副支部長・地域長会議	於　支部事務局
（７） ２月　２日(月)	熊谷税務署との協議会	於　熊谷税務署

２．会務予定及び連絡事項

（１）例会
日時　２月６日(金)午前１１時００分～１１時３０分
場所　キングアンバサダーホテル熊谷４階

（２）令和７年分確定申告研修会
日時　２月６日(金)午後１時００分～４時２０分
場所　キングアンバサダーホテル熊谷４階

（３）埼玉県宅地建物取引業協会 新年賀詞交歓会
日時　２月１０日(火)午後５時３０分～
場所　キングアンバサダーホテル熊谷

（４）女性部交流会
日時　３月２３日(月)
場所　木曽路 熊谷店

３．その他の協議報告事項

支部推薦

熊谷市行政不服審査会委員	渡辺　実会員
熊谷市役所市民相談室相談員	松本浩之会員・田島　弘会員

４．熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

５．支部会員入会・転入・転出・異動等

《変更》
横尾将司　（令和７年１２月２５日）東部地区
〒360-0012　熊谷市上之１９８２－２ ヴィラ藤宮ビル２F
TEL　070-9195-7830

熊谷支部　会員数１６２名

６．次回例会予定

日時	３月２３日(月)	例会	午後４時～４時３０分
		関係機関との協議会	午後４時３０分～５時
		確定申告慰労会	午後５時００分～７時
場所	キングアンバサダーホテル熊谷３階　(慰労会は４階)		

※キングアンバサダーホテル　Wi-Fi のパスワード 【king1991】

７．次回研修会予定

日時　　３月２３日(月)　　午後２時１５分～３時４５分　　受付　午後１時４５分～
場所　　キングアンバサダーホテル熊谷３階
内容　　「税務業務に活かす生成 AI 活用術」
講師　　税理士　公認会計士　大野修平 氏
単位　　１．５単位

８．ホームページ

熊谷支部　パスワード：**kuma2012**　　*http://www.kumazei.or.jp*

県連　　ID・ パスワード共に　　**saizei0615**

日税連　　ユーザー名・パスワード共に：　**taxnz**

本会　　ユーザー名・パスワード共に：　**kzei0223**

税理士協同組合　ユーザー名：**zei**　パスワード：**szeikyo3111**

＊ 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

９．その他

＊今後の例会日日程を掲載しました。(令和８年２月現在)　予定ですので変更になる場合もあります

４月例会	４月８日(水)　熊谷市立文化会館　午前９時３０分～
５月例会	５月８日(水)　熊谷市立文化会館　午前９時３０分～

令和８年２月６日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長　　森　田　正　男
副支部長　橋　本　　博
地域長　　森　戸　　裕
研修部長　林　　正　浩

税理士会36時間規定研修

令和７年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓　厳寒の日が続いている今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時　　令和８年３月２３日（月）午後２時１５分～３時４５分
受付　　午後１時４５分より
場所　　キングアンバサダーホテル熊谷　３階
内容　『税務業務に活かす生成 AI 活用術』
講師　　税理士・公認会計士　大野修平　氏
単位　　１．５単位

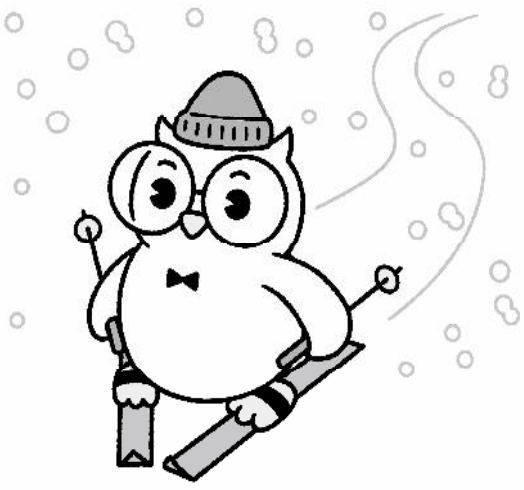

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
3月16日(月)	市渡修一	
3月19日(木)	大久保匡志	
3月26日(木)	黒須克仁	
3月30日(月)	髙岡　洋	
4月　2日(木)	武田匡哉	
4月　6日(月)	田島　弘	
4月　9日(木)	土屋政信	
4月13日(月)	西尾裕之	
4月16日(木)	橋本直樹	
4月20日(月)	福島繁夫	
4月23日(木)	松本浩之	
4月27日(月)	森川裕介	
5月　7日(木)	横村啓訓	
5月11日(月)	新井弘貴	
5月14日(木)	小林賢一郎	
5月18日(月)	小室真一	
5月21日(木)	深田義樹	
5月25日(月)	山本文子	
5月28日(木)	吉橋理沙	
6月　1日(月)	吉田　厚	
6月　4日(木)	井口大輔	
6月　8日(月)	岡本祐一	
6月11日(木)	柴﨑　誠	
6月15日(月)	四分一和徳	

＊税理士事務所で電話相談になっています。

＊原則として予約制ですが、予約の無い場合は事務所待機でお願いいたします

令和８年２月吉日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会　長　大　山　博　之
（公印省略）

令和８年度上期会費納付に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、会費（本会・県連・支部分）の収納事務については、本会が預金口座振替を利用して行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり引き落としになりますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

１．納付内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（４月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

２．預金口座振替日

毎事業年度の**４月及び10月の各26日**（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間４月（上期４月～９月分）、10月（下期10月～３月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月26日に再振替

※通帳等に記載される引落名称は、「DF.ｶﾝｼﾝｴﾂｶｲ」です。

ご指定いただいている口座情報に変更がある場合は、事務局会費担当までご連絡ください。
なお、手続きの都合上、4月27日の口座振替分については変更できませんのでご容赦ください。
令和8年7月31日（金）までにお手続きいただいた場合、令和8年度下期分（10/26振替分）より新口座から引き落としとなります。

３．納付金額

支部名	引落日	本会会費	県連会費	支部会費	合　計
熊谷	4/27	37,800円	14,000円	30,000円	**81,800円**

払込票（コンビニ・郵便併用）を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替を希望されなかった方には、毎事業年度の４月及び10月の中旬頃に払込票（コンビニ・郵便局併用）を送付いたしますので、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。（納付期限：上期４月末、下期10月末が原則）

預金口座振替による会費納付へのご変更を重ねてお願いいたします。

〔問い合わせ先〕関東信越税理士会　事務局（会費担当：高橋、杉田、大池）℡048-643-1661

※　当メールマガジンは、本会ホームページの会員専用サイト内においても掲載しておりますので、画像等が見づらい場合には会員専用サイトをご参照ください。

国際税務特別委員会
メールマガジン（R8.1.30 配信）

国際税務特別委員会 メールマガジン（No.23）
―海外進出に伴う法人税法上の留意点（国外関連者への寄附金）―

［ポイント］
- 国際課税に関する制度は、取引先が海外子会社かそれ以外かに応じて適用されるものとされないものがある。
- 海外子会社に対して経済的利益を供与した場合、その供与額の全額が損金不算入になるので十分な検討が必要である。

1　はじめに

交通手段の利便性の向上や情報通信技術の発達等により海外への投資や海外取引が増加するとともにその内容も多様化してきています。OECD 租税委員会は、2012 年に公平な競争条件の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことがないよう、国際課税ルール全体を見直すために BEPS プロジェクトを立ち上げ、その検討を進めてきました。そして、検討結果をとりまとめた報告書を順次公表してきました。我が国でも、BEPS プロジェクトに対応して国際課税制度の見直しが行われてきました。

海外取引に関する税務処理については、かつては大企業の課題であったものが中小規模の法人や個人においても接する機会が増えてきているのではないでしょうか。このことは我々税理士も、こうした取引については確実にチェックしなければならない項目の一つとなっていると思われます。

国税庁でも「国際戦略トータルプラン」を公表し国際課税への取り組みを税務執行の重点課題とし、国際課税に関する体制整備を進めるとともに海外取引に対する税務調査に取り組んでいることは御承知のことと思います。このことは、国税庁が「令和 6 事務年度　法人税等の調査事績の概要」において、全体の申告漏れ所得金額 8,198 億円うち、海外取引等に係る申告漏れ所得金額が 2,096 億円と公表していますが、申告漏れ所得金額の 25.6%を占めていることからも明らかだと思います[1]。

本稿では、法人に係る国際課税制度の概要に触れるとともに、海外進出法人に対する税務調査において取り上げられることの多い、国外関連者への寄附金(特に役務提供対価や海外勤務手当等)について、事例に基づき税務上の課題を整理したいと思います。

2　法人に係る国際課税制度の概要について

法人に係る国際課税制度の概要については、別紙「法人に係る国際課税制度の概要」のとおりですが、いくつもの制度があるのでどこから手を付けブラッシュアップすればよいのかといった負担を感じます。

ただし、このうち、①外国税額控除制度と③非居住者・外国法人の課税措置(国内源泉所得ルール)については取引先がグループ法人か否かに関わらず海外取引であれば適用される可能性がある制度ですが、②外国子会社受取配当益金不算入、④タックス・ヘイブン対策税制から⑦過大支払利子税制については外国グループ法人との資本関係

[1] 令和 7 年 12 月　国税庁公表「令和 6 事務年度　法人税等の調査事績の概要」
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/hojin_chosa/index.htm

に応じて適用されます[2]。したがって、外国グループ法人以外の者との取引であれば、これらの制度の検討は必要ないことになります(その法人に外国グループ法人がないという場合には当然このカテゴリーになるので、以下においては「外国グループ法人がない」という表現をします)。

外国グループ法人がない場合には、適用の可能性があるのは①外国税額控除制度と③非居住者・外国法人の課税措置(国内源泉所得ルール)だけとなります。なお、③非居住者・外国法人の課税措置(国内源泉所得ルール)は、収入を得ている外国法人等の我が国における納税義務を定めたものですが、国内法の規定だけでなくその外国法人等の所在地国との租税条約によっては所得の源泉地や源泉徴収税額が異なる場合がありますので御注意下さい。

なお、本稿ではグローバル・ミニマム課税及び租税条約については触れませんのでご承知おきください。

３　海外進出に伴い留意すべき事項(設例を中心として)

海外に進出する場合、大別して次の二通りの方法によることとなると思われます。

イ　進出先の国に 支店等 の形態で進出する
ロ　進出先の国に 子会社 の形態で進出する

イの場合には、進出先国の支店等に課される税金について、①外国税額控除制度の適用ができるかどうかの検討は必要となりますが、従業員を海外支店等に勤務させたとしても、従業員の労務を提供する相手はその会社自身であることには変わりはないので、海外進出に伴う経費負担の問題は生じません。

他方、ロの場合、100%子会社といえども親会社とは別人格です。したがって、親会社の従業員を子会社に派遣した場合の経費負担や子会社に対する技術指導料の収受に関しては税務調査で取り上げられることが多くみうけられます。これは海外子会社に対する経済的利益の供与等の額は、法人税法上の寄附金の額に当たり(法人税法第 37 条第 7 項)、租税特別措置法第 66 条の 4 第 3 項(国外関連者に対する寄附金の損金不算入)の適用を受けることから、その全額が損金不算入になることから注視されていると考えられます。

国外関連者に対する寄附金について、次の[設例 1]により解説したいと思います。

※ 子会社形態で海外に進出する場合には、上記 2 のとおり、別紙記載の②外国子会社受取配当益金不算入、④タックス・ヘイブン対策税制から⑦過大支払利子税制の各制度の適用対象になりますのでその検討も必要になってきます。

[設例 1]　国外関連者に対する寄附金

日本法人 P 社(製造業)は、得意先の求めに応じて、X 国に海外子会社 S 社を設立した。S 社は自社で製造した製品を第三者に販売している。S 社従業員の機械操作等の習熟度が低いことから、製品の品質を保つために、P 社は、自社の社員を S 社に派遣して同社設備の保守点検・製造を指導している。

P 社と S 社は、P 社従業員が行う業務に係る役務提供の対価を収受するための契約を取り交わしているが、S 社は設立間もなく経営が安定していないことから、同社を財政的に支援する目的で両社の合意により当該対価を収受しないこととした。なお、S 社は倒産に至る可能性があるような業績不振の状態にはない。

[2] 「外国グループ法人」については、上記②の制度については持分等 25%以上、④の制度については持分等 50%超、⑤から⑦の制度については持分等 50%以上など、制度により持分割合が異なります。

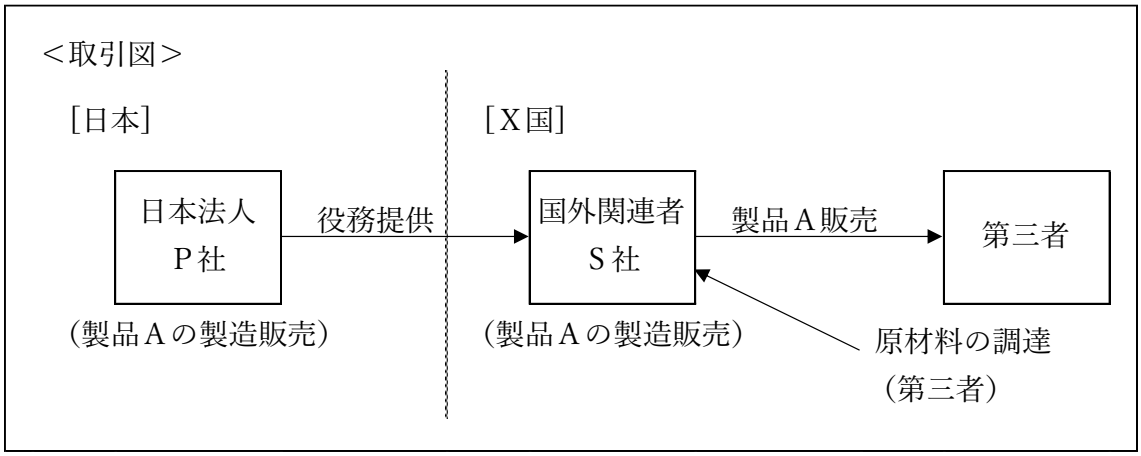

[検討]

P社は、S社がX国で事業を遂行するために不可欠な業務について、P社社員の派遣による支援を行っており、S社に役務を提供していると認められますが、P社はその役務提供の対価を収受していないことから、無償による役務の提供に該当し、同社はS社を財政的に支援するために同社との間で役務提供の対価を収受しないことを取り決めていることから、当該役務提供は「経済的利益の無償供与」に該当するものと認められます。また、同社は倒産に至る可能性があるような状態ではないことから法人税基本通達 9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)にいう相当な理由があるとは認められません。

以上により、上記の設例における役務提供取引については、租税特別措置法第66条の4第3項(国外関連者に対する寄附金の損金不算入)の適用を受けることになります。

合理的な理由等なく親会社が子会社から役務提供の対価を得ていないという場合には、その対価の額は国外関連者に対する寄附金として取り扱われ、その全額が損金不算入となりますので、こうしたケースについては税務調査で取り上げられることが多いと思われます。

また、海外に子会社を設立し、その子会社に親会社が製造している製品と同種の製品を製造させており、製品の品質を保つために親会社の従業員をその子会社に出向させているが、現地の事業が軌道に乗っていないことから、次の[設例2]のように親会社が出向者の給与の一部を負担しているといった事例もあるのではないでしょうか。

[設例2]

(設例1の取引図を前提として)P社従業員を海外子会社S社に出向させており、当該従業員の給与については、国内給与プラス海外勤務手当(海外勤務に伴う実費弁償的なものとして支給されるもの)を直接P社から支給することとしているが、S社は設立して日が浅く現地の事業が軌道に乗っていないため、賞与を支給するほどの業績は得られていない状況にある。そこで、当分の間、P社で賞与相当額を負担することとし、上記給与支給額から海外勤務手当と賞与相当額を差し引いた金額をS社から送金を受けることとしている。

この場合、P社が負担する海外勤務手当と賞与相当額は法人税基本通達9-2-47(出向者に対する給与の較差補塡)に規定する較差補てんとして損金の額に算入されるか。

[検討]

設例2については、親会社が負担する海外勤務手当と賞与相当額は、親会社の損金の額に算入されるのか、といった疑問が生じると思われます。

会社がその従業員を関連会社等に出向させた場合の出向者に係る給与等の負担につ

いては、出向先の会社がこれを負担することを基本としつつ、両社の給与条件の較差部分の補てんについては、出向元法人と出向者との間の雇用契約に基づくものであるので、単なる贈与的性格のものではないと認められます。出向者の労務が出向先法人に提供されていても、その給与の較差部分の負担は出向先法人に対して当然に求めることができるという性質のものではないと認められます。したがって、出向先法人において負担しえない事情があれば出向元法人において負担せざるを得ないという性質のものであることから、こうした場合には出向元の法人の損金と認めるというのが税務上の基本的な考え方になっています[3]。

この場合の「給与条件の較差補てん」というのは、出向先の給与ベースが出向元の給与ベースより低いため、出向元の会社が出向者に対して従来どおりの給与水準を保証するために差額を負担するというのが典型的な例ですが、同通達 9-2-47 では、このほかにも次のようなものがこれに当たる旨を示しています。

イ　出向先法人が経営不振等で出向者に賞与を支給できないため出向元法人が支給する賞与の額
ロ　出向先法人が海外にあるため出向元法人が支給するいわゆる留守宅手当の額

設例のケースの賞与相当額については、子会社 S 社が設立して日が浅く事業が軌道に乗っていないため賞与が支給できない状況にあるとすれば、上記イに該当するので、その負担額の損金算入は認められると思われます。

次に、上記ロについては、これは海外勤務に伴って、家族を日本に残した場合出向者が二重生活を余儀なくされるなどのことから、いわば実費弁償的にこの種の給与が支給されることを考慮して通達に示されたもので、この種の給与の性質上、出向先の会社では支給せず、出向元の会社がこれを負担するのが一般的であるところから、較差補てんとして認められていると考えられます。

この設例の海外勤務手当も、その性質は出向者の海外勤務に伴い実費弁償的なものとして支給されるものですので、これを出向先法人に負担させずに出向元法人が負担することは相当の理由があると認められます。

したがって、本件の親会社が負担する賞与相当額と海外勤務手当のいずれについても、出向元である親会社の損金の額に算入されることが認められると考えられます。

４　まとめ

国際課税に関する制度は、取引先が海外子会社かそれ以外かに応じて適用されるものとされないものがあります。海外取引があるからといって、そのすべての取引に国際課税に関する制度の適用があるわけではありません。取引先や取引内容に応じ適用される可能性のある制度を見極め、適用の適否を検討することが必要です。

特に、海外子会社との取引がある場合には注意が必要です。これは海外子会社に対して経済的利益を無償で供与した場合、その供与額は海外子会社への寄附金に当たるため、その全額が損金不算入になるからです。したがって、海外子会社との取引については、その事実関係をしっかり確認し寄附金に当たるかどうか十分な検討を行うことが必要です。

令和８年１月 30 日

執筆：細井　一明（浦和支部）
国際税務特別委員長　笹尾　博樹

3　松尾洋二編著「法人税基本通達逐条解説（十一訂版）9-2-47」

(参考)
海外子会社がある又は海外子会社との取引がある場合、次の制度の適用の可否についてもご検討ください。

① タックス・ヘイブン対策税制について(租税特別措置法第 66 条の 6)
海外子会社が経済活動基準を満たしていても租税負担割合が ２０%未満であり、受動的所得がある場合には同税制の適用の是非を検討する必要があります(受動的所得が 2000 万円以下等の場合には適用が免除されます)。

② 移転価格税制について(同法第 66 条の 4)
海外子会社との間の取引価額が独立企業間価格と異なることにより親会社の所得が減少していると認められる場合には、同税制が適用されます。同税制の概要については、国際税務特別委員会メールマガジン、令和 4 年 10 月 3 日「移転価格税制のインデックス」で説明しています（関東信越税理士会の会員向けウェブサイト内に掲載しています)。

[文中に引用したもの以外の条文・参考文献等]

・租税特別措置法第 66 条の 4、同法第 66 条の 6
・法人税基本通達 9-4-2、同 9-2-47
・タックスアンサー5241「出向者に対する給与の較差補てん金の取扱い」
・[事例 28]国外関連者に対する寄附金(令和 4 年 6 月 10 日査調 12-100 ほか「移転価格事務運営要領の制定について（《事務運営指針》」)別冊移転価格税制の適用に当たっての参考事例集
・川田剛著「国際課税の基礎知識(11 訂版)」税務経理協会
・EY 税理士法人 竹内茂樹 稿「TP Controversy Report〈73〉 海外子会社等への出向と較差補填」国際税務 2023 年 9 月号

別　紙

法人に係る国際課税制度の概要

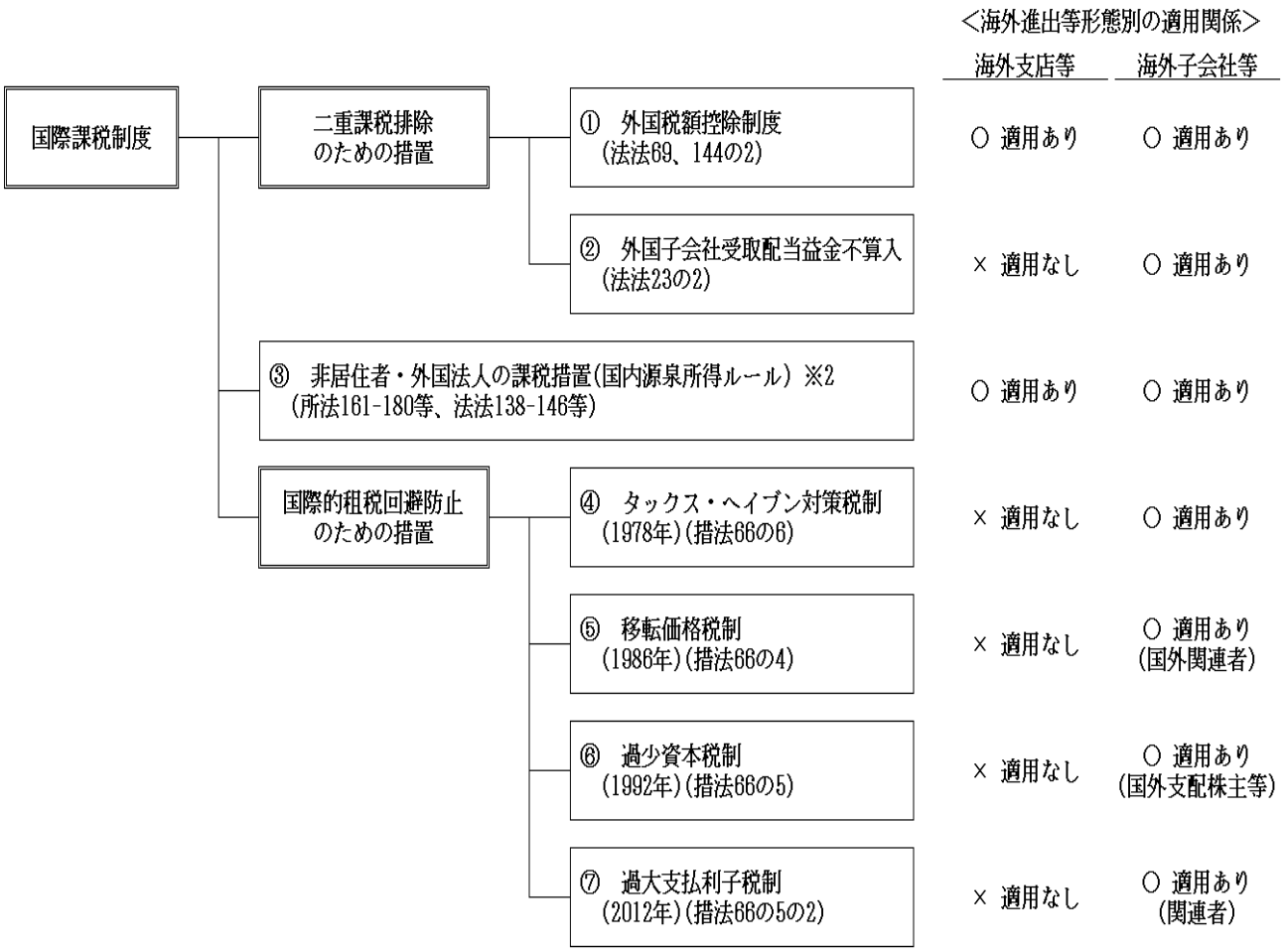

※　1 ⑤移転価格税制においては国外関連者、⑥過少資本税制においては国外支配株主等、⑦過大支払利子税制においては関連者との取引が対象となる。

2 租税条約にも国内源泉所得ルールに関する規定がある。

3 海外取引の適正な執行を担保するために、租税条約に基づく情報交換、相互協議、徴収共助のほか、(1)国外送金等調書制度(1997年)、(2)国外財産調書制度(2012年)、(3)財産債務調書制度(2015年)等により環境整備が図られている。

4 上記の制度のほか、法人税の国際的な引下げ競争に歯止めをかけ、税制面における企業間の公平な競争条件を確保するため、OECD/G20の「BEPS包括的枠組み」において合意されたグローバル・ミニマム課税(年間総収入金額が7億5,000万ユーロ《約１，２００億円》以上の国際的な活動を行う企業グループを対象にしたもの)が令和5年度の税制改正において導入されている。

（川田剛著「基礎から身につく国際課税（令和3年度版）」10頁（一般財団法人大蔵財務協会、令和3年）に基づいて執筆者が加筆して作成）

令和８年１月吉日

組合員の皆様へ

関東信越税理士国民健康保険組合
理 事 長　今井　亨次

国民健康保険料改定に係る重要なお知らせ

平素は、当組合の運営にあたりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）」にもとづき、「子ども・子育て支援納付金賦課額」として新たに保険料を徴収させていただくこととなりました。**令和８年４月（令和８年５月１日引落分）**から適用されます。つきましては世帯賦課限度額を含め、下記のとおり改定いたしますので、趣旨をご理解のうえご協力をお願い申し上げます。

なお、保険料額につきましては、令和８年２月１２日開催の第 160 回通常組合会において承認後、埼玉県知事認可にて確定いたします。

改定内容

子ども・子育て支援納付金分	**被保険者１名　800 円/月額**

※18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある被保険者においては賦課しない。（18 歳に達した４月１日からの賦課）

世帯賦課限度額（月額）	**改定前　87,000 円**	➡	**改定後　90,000 円**

※ 規約第 18 条第３項及び第４項の規定により、**「事業主である社員税理士」・「勤務税理士」・「職員」・「家族」の方が負担する保険料の金額は上記の２分の１**です。
※ その他の保険料については改定ありません。

新設の理由

国の少子化対策の一環として、子育てに係る経済支援の強化や子ども・子育て世帯への支援の拡充、また、共働き・共育ての推進する施策が進められています。

これらの施策を安定的に実施するため、国において「子ども・子育て支援特別会計」が創設され、「子ども・子育て支援金制度」が新たに設けられました。

この制度に基づき、国は医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとしており、当組合においても、被保険者の皆様に保険料として賦課徴収することとなりました。

支援納付金総額 1.3 兆円	➡	後期高齢者 1,100 億円	国保（市町村・組合） 3,000 億円	被用者保険 8,900 億円

埼税協熊谷地域２月例会

令和　８年２月６日㈮

＜会務報告＞

令和８年１月 16 日㈮　第３回理事会
13：20～パレスホテル大宮
賀詞交換会
15：00～パレスホテル大宮

＜会務予定＞

令和８年２月６日㈮　第 40 回全税共 VIP 表彰式
11：00～ホテルニューオータニ

＜関税協より研修のご案内＞

実務セミナー(月１回)

3／18㈬　講師　谷中　淳
「非上場株式を移動する場合の税務上の時価の判断について」

＜提携企業インフォメーション＞

FPG　大同生命　ミサワホーム

3月/9月決算 SHIP257 Stena 名称：「Ship Holding Investment Program第257号（匿名組合出資）」 貴社限り

案 件 概 要

- 事 業 概 要　弊社の完全子会社である株式会社SHIP第257号（以下、営業者）は、匿名組合契約を通じた投資家からの出資金およびリミテッドリコースローンにより調達した資金でRoRoフェリーを購入し、Stena AB（以下、Stena）の100%子会社であるSTENA ROPAX LIMITED（以下、賃借人またはSRL）にオペレーティング・リースで貸し付ける事業を他の共有者（以下、対象物件共有者）と共に行います。リース終了後には、対象物件を再販市場で売却する等により、キャピタルゲインの獲得を追求します。（以下、本事業）
- 対 象 物 件　2010年建造 RoRoフェリー “STENA BRITANNICA”（64,039総トン）
造船会社：Nordic Yards Wismar, GmbH（ドイツ）
- 物件持分金額　50,166,666.66ユーロ ◆物件金額＝150,500,000.00ユーロ
- 賃借人・売主　SRL
- 保 証 人　Stena
- 本船登録名義人　弊社100%出資による特別目的会社（パナマ法人）。対象物件の所有権は、リース期間中、本船登録名義人に留保され、本船登録名義人が英国で所有権を登記し、船籍を登録します。
- 賃 貸 人　営業者および対象物件共有者（共に弊社100%出資による本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社）
- リース開始日　2025年11月26日
- リ ー ス 期 間　7年（リース満了日：2032年11月26日）
- 購入選択権設定日　2032年11月26日（7年経過時）
- 購 入 選 択 権　賃借人は購入選択権設定日に対象物件を購入選択権行使価格（物件金額の約38.96%）で購入する権利を有しています。なお、購入選択権行使価格は、リース実行時に取得する鑑定評価書に基づき米ドル建ておよびユーロ建てで設定されています。
- リース期間延長　賃借人による購入選択権行使の通知が、予め規定された期限内（購入選択権設定日の36ヶ月前から30ヶ月前まで）にない場合には、リース期間は10ヶ月延長されます（延長後リース満了日:2033年9月26日）。
- 契 約 形 態　匿名組合契約
- 損 益 分 配 日　各年3月末日および9月末日の年2回 ※但し、本事業が終了した場合は本事業終了日となります。
- 減価償却方法　耐用年数7年 定率償却
- 出 資 金 総 額　3,320,000,000円（円建て出資 ／ 米ドル建て償還）

取 引 図

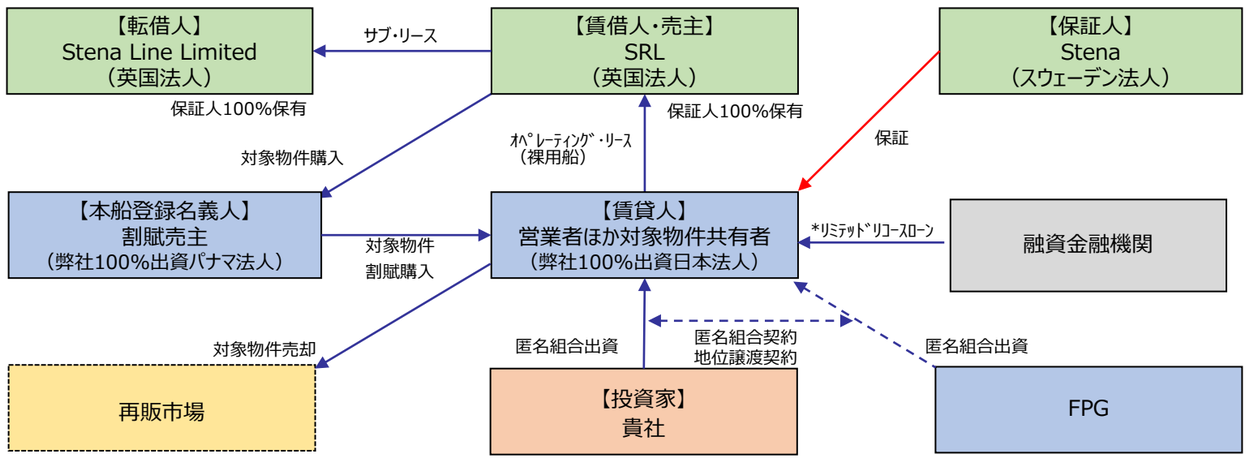

＊ リミテッドリコースローンの担保として、賃貸人が有するリース契約上の各種権利の譲渡、保険金請求権の譲渡、口座質権の設定および対象物件に対する融資金融機関を第一順位とする抵当権の設定が行われています。

事 業 損 益 予 想 表

＜前提条件＞ ◆出資金 ：100,000,000円
【購入選択権が行使された場合】

（単位：千米ドル、千円）

3月31日～9月29日決算法人用

損益分配日	組合損益	税務調整後損益		現金分配予定日	現金分配（米ドル建て）
2026/3/31	▲¥41,168	▲¥41,168	▲41.2%		
2027/3/31	▲¥44,953	▲¥44,953	▲45.0%		
2028/3/31	▲¥24,034	▲¥13,879	▲13.9%		
2029/3/31	▲¥8,806	¥0	0.0%		
2030/3/31	¥645	¥0	0.0%		
2031/3/31	¥4,255	¥0	0.0%		
2032/3/31	¥5,467	¥0	0.0%		
2032/11/26	¥114,866	¥106,272	106.3%	2032/12/31	US$674.78
合計	¥6,272	¥6,272	6.3%	合計	US$674.78

9月30日～3月30日決算法人用

損益分配日	組合損益	税務調整後損益	
2026/9/30	▲¥69,152	▲¥69,152	▲69.2%
2027/9/30	▲¥33,241	▲¥30,848	▲30.8%
2028/9/30	▲¥15,253	¥0	0.0%
2029/9/30	▲¥2,362	¥0	0.0%
2030/9/30	¥3,667	¥0	0.0%
2031/9/30	¥4,858	¥0	0.0%
2032/9/30	¥6,242	¥0	0.0%
2032/11/26	¥111,512	¥106,272	106.3%
合計	¥6,272	¥6,272	6.3%

※上記は、購入選択権が行使されたと想定して試算したものです。
※上記は、現時点での金融情勢等に基づき試算した予想数字です。為替レート、金利等の変動により事業収支および損益が変動する等、将来にわたり組合損益、現金分配等が確定しているものではありません。また、現金分配予定日および最終の損益分配日（本事業終了日）は、リース料や売却代金の入金のタイミング等により変動する場合があります。本事業のリース料およびローン金利は変動ですが事業損益予想表は組成時の金利に固定して試算しています。実際の事業損益は、金利の変動、融資金融機関の構成の変化、その他の要因により変わることがあります。

出資金回収率（円換算ベース）

	想定為替レート（1.00米ドル）						
	¥170.00	¥160.00	¥150.00	¥148.20	¥140.00	¥130.00	¥120.00
①購入選択権が行使された場合	114.7%	108.0%	101.2%	100.0%	94.5%	87.7%	81.0%
②延長期間満了時に物件金額の40%で売却した場合	142.0%	133.7%	125.3%	123.8%	117.0%	108.6%	100.3%
③延長期間満了時に物件金額の30%で売却した場合	114.0%	107.3%	100.6%	99.4%	93.9%	87.2%	80.5%
④延長期間満了時に物件金額の20%で売却した場合	85.4%	80.4%	75.3%	74.4%	70.3%	65.3%	60.3%

※上記は、あくまでも購入選択権行使価格または想定価格で売却した場合の出資金回収率（当初出資金を100%とした場合）を試算したもので、購入選択権の行使または想定価格での売却等を保証するものではありません。
※上記②～④の出資金回収率は対象物件の売却が米ドル建てで行われたものとして算出し、船舶売却に伴うリマーケティング手数料3.00%を控除しています。
※上記の出資金回収率は、期間中回収する現金分配と売却価格の合計額をもとに計算しています。
※現金分配累計額（米ドル建て）が出資金総額の米ドル換算額に対して120%を超えた場合には、当該超過金額の5.00%を成功報酬として控除しています。

現金分配予定日

【購入選択権が行使された場合】

対象物件売却代金を原資とする分配金：2032年12月末日

【購入選択権が行使されず、リース期間が延長された場合】

①リース料を原資とする分配金：2033年10月末日
②対象物件売却代金を原資とする分配金：売却月の翌月末日

※分配金の送金時には別途銀行手数料が差し引かれます。また、外貨での分配金の送金時は、貴社の外貨預金口座開設銀行により受取時に手数料が差し引かれる場合があります。

裏面に続く➤➤➤➤➤

「Ship Holding Investment Program第257号 （匿名組合出資）」

裏 面

保証人の概要

- 商　　号　Stena AB
- 本社所在地　Gothenburg, Sweden
- 設　　立　1939年
- 格　　付　Moody's：Ba3 ／ S&P：BB（2025年11月26日現在）
- 事 業 内 容　海運業（フェリー運航、貨物船・タンカー）、海洋掘削事業、不動産事業、ベンチャーキャピタル事業等。
- 株　　主　創業者Sten A Olssonの家族5名が全株式を実質保有。
  Dan Sten Olsson*1：51.0%　*1 創業者の息子、最高経営責任者。
  ほか4名合計　：49.0%
- 沿　　革　1939年　Sten A Olsson が金属貿易会社 Metallprodukter を設立。
  1946年　初の船舶購入、海運業を開始。
  1962年　Stena Lineを設立。北欧でのフェリー運航を開始。
  1972年　グループ事業をStena Metall AB（金属貿易業など）とStena AB（海運業）に分割。
  1980年　不動産業に進出。
  1983年　Dan Sten Olssonが最高経営責任者（CEO）に就任。
  1989年　19世紀後半から英国南部とオランダを結ぶ航路を運営するSMZ社（オランダ）を買収。
  同年、海洋掘削事業に進出。
  1990年　英国（ブリテン島）とアイルランド島を結ぶ航路を運営するSealink British Ferriesを買収。
  2002年　ベンチャーキャピタル事業を開始。

保証人の主要業績数値（連結）

（単位：百万SEK（スウェーデンクローナ）　1SEK= 14.38円換算）

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2024年12月期（円換算額）	2024年12月期上半期	2025年12月期上半期
売上	32,455	36,704	52,004	54,746	54,169	7,790億円	27,006	24,825
営業損益	▲ 1,791	2,155	6,182	6,227	6,401	920億円	3,603	1,789
フェリー運航	▲ 1,200	1,363	2,437	1,770	1,241	178億円	247	525
貨物船・タンカー	519	▲ 406	2,083	2,388	2,940	423億円	2,404	546
海洋掘削	▲ 3,758	▲ 2,612	▲ 1,640	▲ 199	▲ 116	▲ 17億円	▲ 194	▲ 706
不動産	2,598	3,413	2,906	2,397	2,305	331億円	1,072	1,176
ベンチャーキャピタル	519	738	760	540	437	63億円	251	421
その他	▲ 469	▲ 340	▲ 364	▲ 669	▲ 406	▲ 58億円	▲ 177	▲ 172
純損益	▲ 4,860	66	2,497	1,675	2,790	401億円	1,226	411
総資産	121,933	133,108	145,072	147,172	160,947	23,144億円		155,830
自己資本	42,706	47,147	49,177	49,416	53,695	7,721億円		51,120
自己資本比率	35.0%	35.4%	33.9%	33.6%	33.4%			32.8%

2023年12月期は、航路を拡充したフェリー運航事業において燃料費増を主因に営業利益が前年比27.4%減少したものの、2016年12月期から営業赤字が続いていた海洋掘削事業において稼働率の上昇や料率改善で営業損失が前年比で87.9%減少し、2024年12月期での黒字復帰を展望する水準まで回復した。貨物船・タンカー事業も前年に続き好調を維持した結果、全体の売上高は前年比5.3%増、営業利益も前年比で0.7%ながら増益となった。一方で、純利益は金利負担の増加で前年比32.9%の減益となった。2023年12月末時点の自己資本比率は33.6%でほぼ前年並み。同時点の手元流動性は22,800百万SEKと前年度を上回る金額を確保した。なお、2023年9月にMoody'sがB1からBa3、S&PがBB-からBBに同社格付をそれぞれ引き上げた。

2024年12月期は、夏以降のタンカー市況沈静化により貨物船・タンカー事業の売上が前年比15.3%減少したものの、稼働率上昇と料率改善により海洋掘削事業の売上が同20.7%増加したため、全体の売上高は前年とほぼ同水準を維持した。営業損益においては、運航コストの増加によるフェリー事業の前年比29.9%減益をLNG船3隻の売却益計上による貨物船・タンカー事業の同23.1%増益が打ち消し、海洋掘削事業は引き続き赤字ながら、営業損失は前年比41.7%減の▲116百万SEK（約▲17億円）にとどまった。以上の結果、全体の営業利益も前年とほぼ同水準となった。なお、スウェーデン国外での課税所得が相対的に大きかったことによる税負担の減少により、純利益は同66.6%増加し、利益剰余金の積み上げで自己資本は同8.7%増となった。2024年12月末時点の自己資本比率は33.4%でほぼ前年並み。同時点の手元流動性は前年末比21.9%減ながら17,800百万SEK（約2,560億円）を確保した。

2025年上半期は、貨物船・タンカー事業の減収減益に加えて、海洋掘削事業の契約日数減少による減収減益が影響して、売上高は前年同期比8.1%減の24,825百万SEK（約3,570億円）、前年同期に計上した船舶売却益が剥落した営業利益、純利益は、それぞれ同50.3%減の1,789百万SEK（約257億円）、66.5%減の411百万SEK（約59億円）となった。外貨建負債の為替換算差損を主因として自己資本比率は2024年末からわずかに低下したが、2025年6月末時点で32.8%と引き続き30%台を維持。同時点の手元流動性は2024年末比で3.9%増の18,500百万SEK（約2,660億円）を確保した。

手数料など諸費用について

・投資家にお支払いいただく匿名組合契約地位譲渡代金には、本事業の開始日から匿名組合契約地位譲渡契約第4条に規定する譲渡代金の支払期限日までの期間についての経過利息相当額が含まれ、その金額は地位譲渡人である弊社に帰属します。

・ご出資に際して投資家から直接弊社にお支払いいただく手数料はありませんが、出資金総額から、総額として物件持分金額の約6.54%に相当する金額は、本案件の組成に関してアレンジャー、弊社の手数料および弁護士事務所等へのその他経費として支払われます。

・リースの満了または中途解約により対象物件が返還される場合には、賃貸人はリマーケティング・エージェントとして弊社を起用し、対象物件のリマーケティング業務を委託します。対象物件を売却した場合は、売却代金から売却代金の3.00%がリマーケティング手数料として米ドル建てで弊社に支払われます。新たな賃借人とのリース取引が成立した場合は、新リース料の3.00%相当額がリマーケティング手数料として新たなリース期間にわたって弊社に支払われます。なお、弊社は第三者に対して対象物件のリマーケティング業務を再委託することがあります。また、現金分配累計額（米ドル建て）が出資金総額の米ドル換算額に対して120%を超えた場合には、当該超過金額の5.00%が成功報酬として対象物件の売却代金から米ドル建てで営業者の親会社である弊社に支払われます。

本事業のリスクについて

本投資はオペレーティング・リース事業への匿名組合方式による出資であり、本取引に影響のある事象が発生した場合には、投資効果、キャッシュフロー、キャピタルゲインの享受および出資金の回収について影響を受ける可能性があり、利回りが確定したものではありません。オペレーティング・リース事業への匿名組合方式による出資には、一般的に以下のようなリスク要因があり、ご出資の元本が毀損する可能性や売却等に伴う費用の発生等により追加出資をご負担いただく可能性、または、投資期間が延長される可能性があります。

・賃借人、保証人または転借人等の債務不履行および倒産等
・営業者、対象物件共有者または弊社の債務不履行および倒産等
・残存価格リスク
・為替リスク
・対象物件の滅失
・第三者への損害賠償
・購入選択権の行使
・リース期間延長
・税制・法制・会計制度の変更
・匿名組合契約に関するリスク
・追加出資義務
・営業者の意思決定に関するリスク
・レバレッジ・リスク
・その他のリスク

⚠ ご注意

- 本資料は取引の概要をまとめたものであり、出資の募集および勧誘を行うものではありません。投資のリスク等を含めて詳細に関しては、別途「オペレーティング・リース事業投資案件の契約締結前交付書面」をご熟読ください。
- 本投資は、クーリング・オフはできませんのでご留意ください。
- 本投資は預金等ではなく、預金保険法第53条に規定する保険金の支払い（いわゆる「預金保険機構」による保険金の支払い）の対象とはなりません。
- 匿名組合損益として分配された損益累計額の利益部分に対して、その金額の20%が現金分配時に源泉徴収されることに加え、2013年から2037年までの間に行われる分配については20%の源泉徴収額に対して2.1%の復興特別所得税が源泉徴収されます（合計20.42%の源泉徴収）。なお、この源泉徴収税額は税額控除可能です。

弊社（金融商品取引業者）の商号および住所

株式会社ＦＰＧ

金融商品取引業者	関東財務局長（金商）	第１８３２号
金融商品仲介業者	関東財務局長（金仲）	第１０２２号
宅地建物取引業者	国土交通大臣（3）	第８４２１号
不動産特定共同事業者	国土交通大臣	第　１　号
貸金業者	東京都知事　（2）	第３１８４１号

JPX PRIME
（証券コード:7148）

東京本社：東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー 29階
URL: https://www.fpg.jp/　E-Mail: info@fpg.jp
TEL: 03-5288-5656
加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会

大同生命ＦＰ・相続コンサルタントによる

自社株評価試算サービスのご案内

無料

大同生命では各種サービスのひとつとして、「自社株評価試算サービス」を提供しております。
ＦＰ知識を有する専門のコンサルタントが、自社株評価額の試算や各種事業承継対策について、幅広いアドバイスを行います。
円滑な事業承継をご検討される際のご参考として、ぜひこの機会にご活用ください。

どれか１つでもあてはまる項目があれば、「自社株評価試算サービス」の活用をおすすめします

- ☑ 過去に評価したことがあるが最近は評価していない
  → 会社の売上や利益状況、所有する資産の評価で、自社株評価額は**大きく変動**します。**最新の評価額**を把握いただくことをおすすめします。
- ☑ なぜ自社株評価額が高額になっているかわからない
  → 評価結果だけではなく、**評価方法**についてご案内します。
- ☑ 税理士や金融機関で定期的に評価してもらっている
  → **セカンドオピニオン**としてもご活用ください。
- ☑ 適切な事業承継対策がわからない
  → 評価結果より事業承継リスクへの対応策を**幅広く**ご案内します。
  （生存退職金の活用・事業承継税制の活用など）
- ☑ 自社株評価額に興味があるが、試算に費用が発生するのに抵抗がある
  → 試算は**無料**です。

自社株評価試算サービス

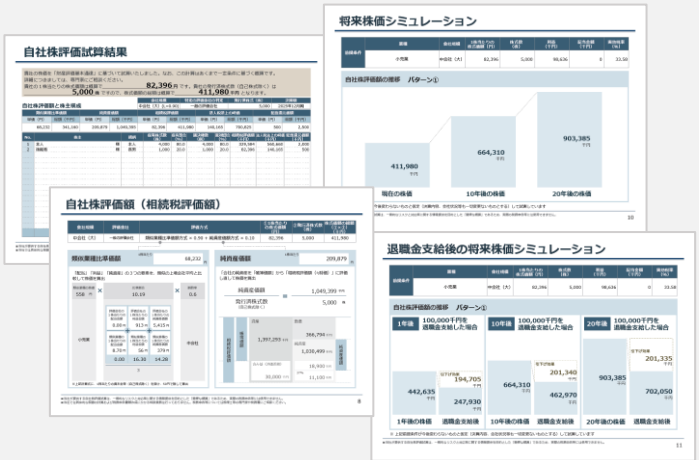

［自社株評価試算書と各種シミュレーション］

- 思わぬ高額な評価額となる場合もあるため、定期的に算定し、評価額を把握しておくとご安心です。
- 自社株の評価方法について図解（イメージ図）でわかりやすくご案内します。
- 会社の今後の利益状況などから、シミュレーションを行い、5年後、10年後の評価額の推移をご確認いただけます。

DAIDO 大同生命保険株式会社

サービスの流れ

1 お申込	当社担当者にお申し出ください。
2 必要書類のご提出	下記「ご提出いただく必要書類」をご提出ください。
3 各種算定・資料の作成	当社ＦＰ・相続コンサルタントが各種算定、資料を作成します。
4 各種算定結果のご説明	当社ＦＰ・相続コンサルタントが訪問もしくはZoomで、各種算定結果をご説明します。

ご提出いただく必要書類（写し）

●決算報告書（直近二期分）★は必ずご提出ください

★	貸借対照表	★	株主資本等変動計算書
★	損益計算書	★	個別注記表
★	販売費及び一般管理費の計算内訳		勘定科目内訳明細書
★	製造原価報告書（建設・製造・運輸業の場合）		

●法人税確定申告書（直近二期分）

	別表一	確定申告書（表紙）
★	別表二	同族会社等の判定に関する明細書
	別表四	所得の金額の計算に関する明細書
	別表五（一）	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書
	別表五（二）	租税公課の納付状況等に関する明細書
	別表六（一）	所得税額の控除に関する明細書
	別表八（一）	受取配当等の益金不算入に関する明細書
	別表十六（一）	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
	別表十六（二）	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
	別添	法人事業概況説明書

●その他

	固定資産税・都市計画税課税明細書（法人所有の土地・建物がある場合）

※当社が提供する自社株評価試算は、一般的なリスクと対応策に関する情報提供を目的とした「簡便な概算」であるため、実際の税務申告等には使用できません。
※当社では具体的な税額の計算および税務申告書類作成にかかる相談業務は行っておりません。具体的な税務申告につきましては税理士等の専門家や税務署にご相談ください。

サC-2025-0133／ウェルス（2025年12月25日登録）